

# 令和4年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 令和4年9月9日（金） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	福 塚 実	1 運転免許証自主返納者サポートについて (1) 五條市の考えについて (2) シニアカーの購入又はレンタル費用の補助について  2 公園整備について (1) 雑木の現状について (2) 今後の取組について  3 教育環境について (1) 現在の児童生徒数について (2) 出生数の推移について	部長    部長   部長
2	谷 勝 啓	1 動物愛護・野良猫について (1) TNR活動について  2 高齢化対策について (1) 運転免許証の自主返納後について (2) シニアカーの安全対策について (3) 買物支援について (4) 介護支援について  3 広域防災拠点について (1) 奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画について	部長   部長   部長

- 第二 報第 十四号 専決処分 報告について（五條市税条例の一部改正）
- 第三 報第 十五号 専決処分 報告について（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正）
- 第四 議第四十四号 職員 育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第五 議第四十五号 五條市 立民俗資料館条例等の一部改正について
- 第六 議第四十六号 五條市 斎場条例の全部改正について
- 第七 議第四十七号 令和四年度 五條市 一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第八 議第四十八号 令和四年度 五條市 国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第九 議第四十九号 令和四年度 五條市 介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十 議第五十号 令和四年度 五條市 後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十一 認第 一号 令和三年度 五條市 一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 令和三年度 五條市 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 令和三年度 五條市 墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 令和三年度 五條市 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 令和三年度 五條市 大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 令和三年度 五條市 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 令和三年度 五條市 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 令和三年度 五條市 水道事業会計決算認定について
- 認第 九号 令和三年度 五條市 下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	谷	斎
谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田		藤
龍	美	雅	耕			佳		清	全	勝	有
	恵										
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	太
副市長	人
教育長	堀
代表監査委員	竹
	田
	内
	見
	田
	和
	伸
	達
	好
	彦
	起
	哉
	紀



午前十時零分再開

○議長（山口耕司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解頂き、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

なお、質問席で質問される議員に対しましては、感染対策をしておりますので、マスクを外していただいても結構でございます。

初めに、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、八番福塚 実が一般質問させていただきます。

まず一番に運転免許証自主返納者サポートについて。

二番、公園整備について。

三番、教育環境について質問させていただきます。

まず一番の運転免許証自主返納者サポートについて、(一)にお伺いしました五條市の考えについて質問させていただくのですけれども、運転免許証自主返納者サポートについては六月の一般質問で、高齢者サポートの一環で提案させていただきましたが、その後どのように検討していただいたのか、五條市の考えをお聞かせください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

六月議会において答弁させていただきましたとおり、五條市が運行するゴーちゃんバス及びゴーちゃんタクシーで使用できる五條市公共交通回数乗車券一万円相当、五十五回乗車分を申請に基づき交付しております。

今後も企画政策課と連携しながら事業を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これも六月に一般質問させていただきましたけれども、ほとんど内容が変わっていないという形ですけれども……。

その後いろいろ調べていただいたと思うのですけれども、シニアカーの購入またレンタル補助についてお伺いしたいのですけれども、六月に言わせてもらいましたとおり、他市でシニアカーの導入をやっております。まず鳥取県大山町、鹿児島県南大隅町、岐阜県輪之内町、群馬県安中市など、県外の市町村での導入がなされているということの中ですけれども、県外の状況を調べる中で、対象年齢、また補助金の上限など様々な形ですが、高齢者サポート、運転免許証自主返納者サポートの面から有益な取組が行われていると思っております。

シニアカーまたレンタル補助について、五條市は他市のことも調べていただいたと思うのですけれども、その辺についてどのように考えているかお答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）シニアカーの購入補助のサービスについて、本市を含め県内の市においても補助がないことを六月議会で答弁させていただきました。その後、県外でシニアカーの購入やレンタルに対して補助を行っている市町村を調べましたが、現時点で導入されている自治体は限られており、補助の対象者や上限金額なども様々であることが分かりました。

引き続き、本市において高齢者の移動手段をどのように確保していくのか、幅広い視点から検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このシニアカーに含めて、電動アシスト自転車、これも対象となつて上限十万元で補助を出していると、それも自主返納者全員に出すのではなくて、上限を決めて今年度は何人という形で補助を出しています。また私が調べる中で、六十五歳以上の方を対象にしている市町村、また七十歳以上の方を対象にしているなど、県外の市町村によつて年齢は様々ですけれども。

この前、私の家の近所で草刈りしていました、よその土地ですけれども、そこで草刈りをしておいたら、近所のシニアカーに乗っている方がたまたま通りまして、値段は幾らぐらいしたのや、どこまで行ってきたのやという話を聞かせていただきました。その中で、阪合部の方ですけれども、隅田まで行って来たんやとか、この前は大深まで行って来たとか、結構坂道でも行けると、時間はかかりますけれども友人宅に話をしに行つて、行動範囲が広がつて本当に楽しいと、友達にも出会えると、シニアカーに乗つてグラウンドゴルフ場に行つてグラウンドゴルフもできると、これはその人が体の調子が悪いとかでシニアカーに乗っているわけではなくて、家族に自主返納を勧められまして、その代わりにこれに乗つてくれと、家族に購入していただいたらいいんですけれども。やはり年金生活者の方にとりましては、シニアカー、また電動アシスト自転車、高額になります。大体三十万とか二十万とか四十万とか、物によるのですけれども、その方々がやはり自主返納を考えている、また家族から返納するよう勧められている中で、なかなか踏み切れない、でもそのシニアカーを購入することによつて今までお付き合ひしてきた友人宅に行けたりグラウンドゴルフに行けたりという形の中で、そういう足があれば自主返納を前向きにしていただけという形の中で、このシニアカーの補助をやっていると思うのですよ。その中で五條市も前向きに取り組んで、返納した方全員が全員にするのではなくて、そういう形で推進していくと。

よくテレビで高齢者の方が車で逆走したり、アクセルの踏み間違えなどで大きな事故、また対向車と事故したりという形で大きな事故が連日報道されておりますけれども、そういう方々がなぜその車に乗らなければならなかったのかというのは、買物に行くのであったり、友人宅に行くのであったりするために、足がなく距離が遠いということに車に乗っていると、なかなか手放せない、そういう中でシニアカーの導入をしていると思うのですよ。

安全対策にしても、私六月に言わせていただきました。メーカーの方が付き添いで普段利用される道を一緒に歩いて、そして安全な場所、

危険な場所を指摘していただく、またこの前テレビでやっていましたけれども、市と警察が連携してシニアカーの運転の講習、免許は要らないのですけれどもね、交差点はこういうふうに渡りなさい、交差点を渡る順序、こういうのをやっています。そういうのを踏まえた上で、ただ単にこれは検討するのではなくて、そういう取組を参考にさせていただきたいと、何とか予算を確立していただいて高齢者サポートのためにも五條市が取り組む、まして五條市は中山間が多い、坂道も多い、買い物するスーパーにも距離が遠いという中で、やはり五條市が率先してこういう取組を導入しなければならないのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）高齢者の移動手段の確保について、市民の方一人でも多くの方に利用頂けるようなサービスも考慮しながら広く検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）福祉の面でこういうふうに話させてもらっていますけれども、交通安全ということは危機管理にも関わってくるかなと思うのですけれども、危機管理の面からでも推進していくのがいいのではないかなと思っておりますので、その辺も検討していただいて、答弁するかしらないかはもう自由ですけれども、もし私の質問を聞いて思いがあるのであればお答えください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今福祉部局の方での高齢者のシニアカー購入の件で御質問頂いております。我々危機管理部局としましては、交通安全全体を通して担当しておる部局でございます。市民の方が安全に暮らしていけるそういった取組をやっていききたい、福祉のほうと連携を取りながら協力しながらやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）福祉だけでやるのではなくて、やはり危機管理も含めた中で連携して、こういう形でやったらより安全に運用できるのではないかとこの福祉だけではなくて危機管理も含めて対応していただけたらより前向きに、また購入に向けて、またより安全な運用とい

うのができると思いますので、どうかその辺よろしくお願いいたします。

続きまして、二番の公園整備について質問させていただきます。

公園整備について、まずは雑木の現状についてのようになっておるのか。田園地区における雑木整備が必要な箇所について、現状をお答えください。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

田園地区において雑木等の整備が必要な箇所につきましては、公園十一か所、緑地二十か所、緑道四十七か所となっております。

また、公園及び緑地等の樹木管理については業者委託し、剪定、伐採を実施しているところですが、簡易なものにつきましては職員により随時剪定を行うことにより対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これを私質問させていただいているのは、田園四丁目の調整池の周りの高木について調べているのですけれども、田園にお住まいの住民から相談を受けまして、数回現状を見に行かせていただきました。電話ではなかなか現状は分からないので現地に行つて、そしてまたそのお宅の裏になりますので、その方の家に行かせていただきました。そしてその裏から現状を見させていただきました。まず立木また雑木等ですけれども、ここ数十年、その住民は二階の窓が開けられない、洗濯物も干せない、害虫の被害や鳥のふん害、枯れ枝の飛散、また風通しの悪さなど大変苦慮しているそうです。また市のほうにも相談しておられるとのことですが、その辺についてどのようにしているのかお答えください。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）お答え申し上げます。

現在、要望のある箇所につきましては剪定の準備をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これから秋になって調整池、私ぐるっとあの辺を見させていただきました。家から見させていだいたのと、調整池の周りをぐるっと見させていだいたのですけれども、池の向かいに柿畑があるので、その柿畑にこれから実がなってカラスがたくさん来ると、カラスがその柿をついばんで、そしてその調整池の木のところにあたかってたくさんカラスが来るということで、うるさいと、夜電気をつけると害虫ですかね、窓に大量の害虫が来ると、夜も窓を開けられないというような状況だと思います。また今毛虫も多くて大変です。

そして見に行っただのですけれども、普通の草刈り機等で対応できる状態ではなく一メートル先にも足が踏み込めないような、全く今まで整備されていない状況ですけれども、その調整池の水利組合の方々が管理しているところはきれいに整備して桜も植えて歩けるような状態ですけれども、市が管理している部分に関して、フェンスの向こうですけれども、全く手つかずの状態で、多分田園が整備されたときに植えたもの以外に繁殖したという形で、漆もありますので皮膚の弱い方がそこに行ったらかぶれる恐れもあります。そのような状況の中で、また田園の公園のほうでもそうですけれども、行かれたら、近所の方ですけれども木が大きくなりすぎて葉っぱがとくに詰まると、一年に一回ですけれども知り合いの業者さんに来ていただいてといの掃除もしてもらうと、高齢者の方もおりますので屋根に登っての作業が危ないということで専門の方に来ていただいてといの掃除もしてもらっている、それは何が原因かというところ、今まで公園、最初田園が建ったときはきれいだったのですけれども、木とかが大きくなりすぎて、そしてしまいは風通しが悪くなって、景観も損なうことですので、市も大きな予算を組んで全体像を見た上で、今後整備を進めなければならないかなと思っっているのですが、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）お答え申し上げます。

必要に応じて樹木の剪定、伐採を行い、住環境の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）要望のあるところから早急に取り組んでいただけたらありがたいと思います。

やはり長く住んでいただけるためにも環境を整えるというのは大事かなと思っておりますので、どうかよろしく願いしておきます。続きまして、教育環境について質問させていただきます。

まず、現在の児童生徒数についてお答え頂けますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市内の認定こども園及び保育所の在園児数は九月一日現在で公立が三百三人、私立が二百四十三人、合計五百四十六人となっております。

また生徒数は五月一日現在で小学校が一千三十一人、中学校が五百六十七人、高等学校が六十八人の合計一千六百六十六人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）児童生徒数が一千六百六十人と割と人数がおるかと思うのですけれども。

続きまして、関係があるので、（二）の出生数について、お答え頂けますか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の出生数は、総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査によりますと、二〇一七年は百四十人、二〇一八年は百二十七人、二〇一九年は百十二人、二〇二〇年は八十六人、二〇二一年は百三人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）生徒児童が減少する中で進めてきた認定こども園整備事業ですけれども、学校適正化による設備工事に関して、幾らぐらいかかったのかをお答え頂けますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

まず、認定こども園の整備に係る工事費につきましては、みらいこども園が八億三千二百七十万円、ゆめこども園が七億百八十二万五千三百円、きぼうこども園が阪合部公民館の改修費を含めまして三億四千八百七十万円、合計で十八億八千三百二十二万五千三百円となっております。次に、学校適正化に係る施設整備工事費につきましては、五條中学校が一億九千二百八十三万二千二百円、五條南小学校が四億六

千二百九十三万八千三百円で、合計六億五千五百七十七万五百円となっております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）出生数が減少する中で、学校の適正化や認定こども園の配置等、統計も見たら分かると思うのですけれども、今後あれだけもめて、市民、また地域によってアンケート調査、聞き取り等、保護者会等で、私も当時中学校の役員もしておりましたけれども、長い間もめて二転三転する中で学校適正化を進めてきたと思うのですよ。それが当初予想していたより子供の減少率が大変厳しい状況、出生率を見るとね、せっかく今認定こども園等も賑わって皆さんがお越し頂いている中で、また中学校も小学校も阪合部の方は野原のほうに行かれていまして、その中で昔よりかなり人数が減っている。百人前後の出生率から考えますと、今後十年、中学校に行かれる方、小学校に行かれる方、十年後ですかね小学校に行かれる方、一年生から六年生まで合わせて六百人程度しかいない、下手したら六百人を切るような状況になってくると思うのですけれども、その中で学校適正化について、教育長はどのように考えているのかお答えください。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

御指摘のように学校適正化事業、また認定こども園の整備事業につきましては皆さんのおかげで一定の進捗を見ることができました。今後はそれがどのようになっていくのかということ、今御質問頂いたところですけれども、昨年よりは適正化のほうはそれを受けて三中学校を軸にしたそれぞれの学園体制をとって、そしてその中で小学校・中学校を貫く九年間の教育という方向で五條市の教育の体制を整えるということができたところがあります。今後はそこを通しながら、学園を基盤に一層の保育・教育の充実を図っていきたくと考えております。

今御質問頂きましたように、部長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、本市における出生数それに伴う児童生徒数の減少は大きな課題となっている状況であります。これからの方向の中でこのことを考えながら進めていかなければならないのは言うまでもありません。ちなみに平成二十五年度の出生数は百七十三人でした。令和三年度には百三人と減少しています。このところを考えますと、将来学校の規模と配置についてはさらなる見直しもしていかなければならない状況、検討せざるを得ない状況だということに捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條に住まれている、今後五條市で結婚してお住まい頂ける、定住していただける方にも大きな課題となってくると思うのですよ。

また、認定こども園の学校適正化整備事業、工事は大体二十五億三千八百万円かけて推進してきた、また数年後、適正化をまたさらに検討していかなければならない状況だと私考えています。この状況を踏まえて、五條市の子育て世代の方々が安心して定住できる形はどのような形で進めていくか、先ほど言いましたように工事費だけで二十五億三千八百万、これまだ廃校になった学校・保育所等の解体、また整備事業、これまたお金がかかるわけですよ。これが十年後、十五年後また学校適正化の検討を進めていく中で、今現在もう進めておかなければならないと思うのですよ。休園している場所であったり、教育長らも当時ずっと進めていく中で、議会の中でも大変もめまして、そして地域の方も父兄の間で反対・賛成で分断するような形の中で地域の中でも大変もめました。こういうもめ事を市民が今度負わないためにも、また混乱を招かないためにも、ある程度これぐらいの人数になったらこういう形で進めていかなければならないという方向性を教育長が率先して、立ち上がりから今までの経緯経過を一番御理解頂いているのは教育長だと思っております。教育機関というのは行政とはまた別機関連と私認識しております。行政が、お金がない、どうのこうのという中で、教育委員会はやはり子供のことを中心に考えて行政と対峙する形でも仕方ないと思うのですよ。やはり子供のためを思えばね。行政はお金のこと心配ですけれども、教育委員会はやはり子供を今後どのように育てていくか、子供たちがどのように学校に行っていたければ有益になるのか、ではないかなと思っております。

私、教育長にも、もめている中で直接二人でお話したときも、私は一小一中がいいのではないか、教育長も私が言うたのを覚えていて思うのですけれども、一小一中にすること、今すぐするということではないのですけれども、昨日の答弁の中でも部活動ができないとか廃部になるとかいう質問をされている議員さんもおられました。これももし一小一中にすればまた部活動が復活するんですよ。やはり人数が寄ることによって新しいコミュニティができて、そして地域を越えた父兄のつながりもできてくると思うのです。このように少ない人数の中で父兄の交流もできて、そして地域の枠を超えたコミュニティが、また子供同士のつながりもできてくると思うのですよ。部活動の面に関しても教育の面に関しても設備投資に関しても軽微で済んでくるとは思いません。私はそういうふうには考えています。

教育長は今子供が減ってくる中で、それから今後また十年、十年後、五年後かも分かりませんよ。子供があまりにも減ってくる中で検討しなければならぬ状況だと思うのですよ。今適正化が進み歩きかけたところでこういう話をするのは、私つらいのですけれども、やはりこれはもう前もってある程度教育委員会のほうで検討して進めて、考えなければならぬと思っておりますけれども、その辺部長でも教育長で

もどちらでもいいのですけれども、お答え頂けますか。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）改めて、今、適正化の今後の方向について御質問頂いたところでありませけれども、当初適正化を進めるそのときには一定の基準というのを持ちながら進めてまいりました。それは例えば一つ申し上げますと、教室の中で複式学級が生じてくる、こういった状況は改善しなければならぬということで、今までは市単で先生を入れながら進めてまいりました。しかしそれが教育効果として本当にどうなるのかという、いわゆる集団としての子供の成長というのを見ていったときに課題になってくる、そこで八つの小学校、そして五つの中学校を、現在は五校ですけれども四つの小学校、三つの中学校に適性化を行ったところでもあります。

先ほど申し上げたように、そうした中で出生数が減ってくる、児童生徒数が減ってくるという状況が生じてきて、いわゆる教育効果という部分で問題も出てくるような状況が生まれれば、当然次の方向というのは考えなければならぬと思っております。

しかし今御意見頂きました、一小一中というの、ほかの県外や市外の学校を見ておきますと、その方向が極めて早い速度で進んでいるのも現状であります。五條市と言ってもそれは例外ではなくて、その方向は踏まえていかなければならぬ、こういうように考えているところです。

御指摘頂いたように、今から考えて次の方向を描いておくということは、これは当然大事なことだと思しますので、御指摘頂きました部分十分検討しながら、次の方向性をもって探っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今後五條市で定住していただく御父兄の方々、またこれから結婚を考えている方々にも大きな問題になってくると思っておりますので、やはり市民の不安を取り除くためにもある程度、教育長が先頭に立って頑張っていたいただきたい。今まで大変苦労された中で進めた事業ですので、これが今後十年、二十年、三十年後、子供の未来のためにちゃんとした形でできるように、私ら子供の時は小学校、中学校が築三十年、四十年、五十年と学校がそこにあることよって歴史・文化が生まれて地域のコミュニティができて、そしてそこで皆さんとのつながりができる、友人もできる、そういう学校は子供だけのことじゃなくて地域のコミュニティとしても大きな役割があるのです。そこで地域の文化もあります。私ら阪合部小学校がありました、今認定こども園になりましたけれども、これも四十年、五十年続いた中で学校の校歌で

あったり、そしてその地域に住まわれる方の運動会であったり、そしてそれが地域の方々との交流の場であったりしたわけですよ。これがあつち行きこつち行きしたらコミュニティができないのですよ、やはりね。地域のつながりというのが、やはり今後一小一中で進めていくような形で進めていくと、また新たなコミュニティそれが定着して二十年、三十年、四十年、もう適正化を進めることが要らないというような形で進めていかなければならないと思っておりますので、その辺も考慮した上でさらなる教育長の努力、よろしくお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十時四十五分まで休憩いたします。

午前十時三十三分休憩に入る

午前十時四十五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、質問席で質問される議員につきましては、感染対策をしておりますので、マスクを外していただいても結構でございます。

次に、二番谷 勝啓議員の質問を許します。二番谷 勝啓議員。

〔二番 谷 勝啓質問席へ〕

○二番（谷 勝啓）議長から発言の許可を頂きましたので、二番谷 勝啓の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

まず一つ目の動物愛護・野良猫についてお尋ねします。

去る六月議会の一般質問において、五條市のTNR活動についてお尋ねしたところでございますが、前回の答弁を受けて改めてお尋ねさせていただきます。

一番、五條市のTNR活動について。奈良県では年間一千頭の飼い主のいない猫が捕獲され、そのうち約八割から九割が安楽死処分されて

います。つまり八百から九百もの数の猫が、死ななくてもよい命が人間の手によって奪われてしまうのです。なぜにこの子たちの命は奪われなくてはならないのかと考えたときに、人としていたたまれない思いが込み上げます。

そこでお尋ねしますが、このような現状に対して市としてはどのような考えをお持ちなのか、答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先の六月議会で御答弁させていただきましたが、増えすぎる猫の数をコントロールし、殺処分される猫の数を減少させるため、本市でも不妊手術チケットを、保護活動を行うボランティア団体に交付するなど、市民やボランティア団体と協働し、TNR活動に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）確かに野良猫、捨て猫から出るふん尿などにより、近隣の衛生環境に悪影響を及ぼすことも考えられます。また市民の皆様が定期的に出す生ごみを食い散らかしたりすることも珍しくないと思われませんが、だからといって生きるための本能といったことが人に悪影響を及ぼすからといってその命を奪ってしまうことは決して許されないことではないでしょうか。それには、その命を奪わなくても済む施策を考え取り組むことが大事だと思いませんか。答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）殺処分により命を奪われる不幸な猫をこれ以上増やさないためにも、先ほども申し上げましたTNR活動も大変重要でございますが、無責任な餌やりは行わない、餌をあげるのなら飼育するなど、動物に関わる私たち人間一人ひとりの意識改革を促していくことが重要と考えます。

引き続きTNR活動に取り組んでいくとともに、こうした観点からの啓発活動についても力を入れてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）その命を奪わなくて済む方法としてさくら猫無料不妊手術チケットの配布、ふるさと納税型クラウドファンディングの実施、

ふるさと納税の寄附金の使途への追加、ほかにもいろいろな取組を行い、TNR活動の目的を十分理解して一人でも多くの市民の皆様にも御理解と御協力を賜らなければなりません。そのためにはTNR活動に係る費用においても財源の確保並びに活動に係る費用の補助金、助成金の捻出を積極的に取り組まれる必要があるのではないのでしょうか。

TNR活動を通じて、なくさなくてもいい命を奪わずに済むため、市民生活における衛生的な環境整備にもつながり、市民の皆様の動物愛護の考えを御理解頂くことによってお一人お一人の人としての優しい心を今以上に持っていたくことによって、心豊かな微笑みのあるまちに変わっていくのではないのでしょうか。

TNR活動を通じて市民の皆様にとって様々な意味で好影響を与えると考えますので、市としましても、たかが野良猫と安易に捉えるのではなく、命の尊さ、市民生活の衛生管理、心豊かなほほ笑めのあるまちづくりという考えの下、これまで以上、意識を高くして取り組まれることを強く進言して次に移ります。

次に、二つ目の高齢化対策についてですが、一言で言っても介護事業をはじめ様々な取組が既になされているところですが、まず一つ目の運転免許証の自主返納後についてお尋ねしてまいります。アクセルとブレーキの踏み間違いや道路の逆走による高齢者ドライバーの事故が原因で痛ましい被害者が増えたことにより、二〇一七年に制度が始まって以来、多くの高齢ドライバーの方が運転免許証の自主返納をされていますが、全体からすればほんの数パーセントにし過ぎず、地方の山間部辺りではバスや電車の利便性が悪く自動車があれば生活することができない後期高齢者に目的地まで歩けというのはあまりにも酷だ、運転免許証の返納を促進するためには彼ら交通弱者への手厚い支援が必要なのにせいぜい各自治体が数万円程度の交通補助を出すくらいでお茶を濁しているといった厳しい記事を目にしたことがあります。

当市においても、令和二年四月一日より高齢者運転免許証自主返納支援事業に取り組まれ、支援内容は一人一回に限り五條市公共交通回数乗車券一冊二千円、十一回乗車分を五冊交付と聞いておりますが、この回数券の支援人数は何人ですか。答弁願います。

○議長（山口耕司） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

制度開始の令和二年四月一日から令和四年九月一日現在までに回数券を交付させていただいた高齢者は百九十六人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）六十五歳以上で自主返納されている方々は全体の比率からすればかなり低いと思われませんが、促進するための手段として効率の良い手段に取り組むためにはどんな状況下であれば自主返納しようと思われるのか、対象者の意識調査が必要ではないでしょうか。

この制度利用を促進されるため、どのような施策が重要だと思われるのか、内閣府大臣政府広報室が二〇一八年一月に発表した運転免許証の自主返納制度などに関する世論調査では、「どのようなときに運転免許証を返納しようと思うか」という問いに自分の身体能力の低下などを感じたときと答えた方が回答者の約六五パーセントに達しています。次に、「運転に自信をなくした人が安心して運転免許証を返納できるようにするためにどのようなことが重要だと思うか」の問いに、公共交通運賃値引き・無償化が六四・九パーセント、交通公共機関の整備五九・四パーセント、買い物・宅配サービスの充実四七・一パーセント、医師や看護師による巡回サービスの充実四三・一パーセントとあります。

当市においても高齢化が進む中、対象となる年齢に達した方々の意識調査を行い、高齢者運転免許証自主返納支援制度を利用していただき、良い工夫を凝らして痛ましい事故がなくなるよう取組が必要と考えます。

次に、二のシニアカーの安全対策についてです。シニアカーは高齢者向けに製造された三輪、または四輪の一人乗り電動車、バッテリーカーです。道路交通法上では車両ではなく歩行者扱いになるため、車道ではなく歩道を通行する。基本的に電動車椅子の発展型である。高齢者の間でゲートボールが流行していたところに電動車椅子を製造していたスズキ株式会社コートまでの移動手段として発売したものが始まり。スズキではシニアカーと商標を使用。運転免許証は不要で自動車の運転経験がなくても楽に扱えることから歩行に難儀している高齢者に歓迎されて広まった。福祉用具とされているため購入に当たって消費税は課されないものです。

このシニアカーを利用される市民もおられ、先の質問にもあった公共交通機関の運賃値引き・無償化や公共交通機関の整備の補いにもつながるものではないでしょうか。シニアカーの利用に対して、安全対策や講習会などの取組はされているのか答弁願います。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）市としてシニアカーの安全運転に関する講習会を開催したことはございません。

なお、シニアカー利用者の方にはメーカーの方が利用開始時に動作確認等の説明を行っているほか、定期的なメンテナンス作業もされていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）何度も申し上げますが、高齢者運転免許証自主返納事業の促進にもつながり、高齢化に伴い交通弱者となる市民の貴重な移動手段の一つにもなると考えますので、利便性の高い支援制度の充実が必要であると考えます。

道路交通法上では車両ではなく歩行者扱いとなるため、車道ではなく歩道を通行すると申し上げたとおり、交通安全の観点から歩道の整備も必要となります。例えば来庁時には庁舎前にはある程度歩道整備ができています。また国道二四号の歩道整備事業も二見から今井にかけて、ほぼ整備されつつあります。全ての道路に歩道を設置することは地形的なことや幅員の問題、予算措置の問題などから無理であることは承知していますが、少なくとも道路用地として幅員に余裕のある市道や未開発の歩道等、可能な範囲で歩道整備を進めることによってシニアカーの利用促進にもつながり交通弱者となった歩行者の交通安全対策にもつながるものと考えています。よって、シニアカーの利用促進とその交通安全対策の充実を図られることを私から提言させていただきます。

次に、三の買い物支援についてお尋ねいたします。先の質問において買い物・宅配サービスの充実を半数近くの四七・一パーセントの方が望まれています。当市において買い物難民等と表現されている山間部にお住まいの方々に対し、遠距離であるための支援として食料品や日用品の出張販売等の支援をされていたと思いますが、さらに今は高齢化が進むにつれ交通弱者が増えたり人口の減少と比例して近くにあった地元の方々や宮むお店もなくなり、距離は山間部にお住まいの方々に比べると近いものの移動手段が高齢化とともに変わり、近くにいながら遠くなり、町中であっても買い物物が不便に感じる高齢者の方々は増えています。

例えばイオンから歩いて十分足らずの場所に長年お住まいの八十歳を過ぎた女性の一人暮らしの方が、四十年ほど前までは自転車でわずかに五分足らずで元気に買い物に行かれていました。その後二十年ほど前から加齢とともに自転車をこぐことがままならなくなり、途中休憩しながら自転車を押して約三十分かけて買い物に行かれていました。その方も今は高齢とともに脚腰が弱り、散歩程度の歩行はできますが若いころは五分程度で済ませていたが、四十年経った今は自力で買い物に行けない状態になってしまっています。

同じ場所にお住まいで、同じ場所にあるイオンへの買い物に時の流れとともに大きな弊害が生まれてしまっています。このような市民は少なからず時の経過とともに増えているのではないのでしょうか。このような方々のためにも買い物支援について当市の取組について答弁願います。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）本市における買い物支援制度としまして、令和四年十二月末で終了予定となっておりますが、一回五百円で御利用頂ける市内タクシー会社による買い物等の代行サービスがございます。

また介護認定を受けられている高齢者につきましては、介護支援専門員と御相談頂いた上で訪問介護サービスによる買い物支援サービスを受けることができます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）買い物支援についてはこれまで申し上げた移動手段だけでなく、核家族化が進み子や孫たちと同居されていない高齢の方々は社会との接点も希薄化して日常会話すら減ってきています。宅配のようにただ物が届くというだけではなく、自ら買い物をするという行為で物品を吟味したり代金の支払いで生じるお釣りの計算をしたりすることで会話が生まれ、認知症の対策にもつながります。

余談になりますが、檀原市・桜井市・香芝市・葛城市・大和高田市のほか、奈良県の中和地域と呼ばれ、規模も当市より大きな市でも民間スーパーの出張スーパーが繁盛し売り上げを伸ばしているとよく耳にします。行政が民間業者との橋渡し役を担い、出張スーパーのように自ら買い物のできる環境を整えることが本当の意味での高齢化における買い物支援となるのではと私は思います。

四番の介護支援についてお尋ねいたします。一言で介護支援といっても住宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスと、またその内容も多種多様であろうと思われませんが、今後当市においてどのようなサービスが必要になるのか、それとも取り組もうとされているサービスはどの方向のサービスなのか、答弁願います。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）本市では在宅や施設サービス、介護予防や認知症対策など三年に一度、介護保険事業計画を見直し、事業を実施しております。令和三年度から令和五年度までの三年間を対象として策定しました第八期介護保険事業計画では住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを目標に、安心・安全、つながり・支え合い、生きがい・役割、健康を柱として関係機関と連携を図りながら介護予防対策や認知症対策など地域包括ケアの推進に取り組んでおります。

こうした取組のうち、幾つかの事例を申し上げますと、住民が主体となって地域住民が集い楽しく運動に取り組むことができる「いきいき百歳体操」を市内三十か所において、また認知症対策として頭の体操教室や認知症当事者とその家族が集える「おれんじロバさんの部屋」な

どの事業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）大きく三つの中でも住宅施設サービスと地域密着型サービスを比べると、地域密着型が幾分か介護度は低いが必要が多いように感じているのですが、この辺の現況調査はどのような手法で行われていますか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）三年に一度の計画の見直しに合わせて、六十五歳以上の方を対象にニーズ調査を実施しております。本年度が第九期介護保険事業計画を策定するためにニーズ調査を実施する年となっております。そのための準備を現在進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）後期高齢者となられた方の全てが支援や介護が必要とされるわけではありませんが、歳を重ねられると少しずつ社会との距離が開き人と人の触れ合う機会も減っていくものと思われれます。

また余談になりますが、私も支持者の高齢の方が庁舎前の接骨院さんに通院されることを聞きお尋ねしたところ、あそこの先生は優しく話をしてくれ調子の悪いところを診てくれるんだと、定期的に通院しているので待ち時間の間に顔見知りになった人と会話が弾むなどと、通院されているにも関わらずうれしそうにお話を聞かせてくれて、症状を心配していた私は安堵したものです。この会話からお察し頂けるように、高齢になられた方がいかに人との触れ合いを欲しておられるのかが分かっていただけだと思います。人と触れ合える場の提供も将来の介護支援に関係して行くのではないのでしょうか。生涯学習を通じて取り組まれていることもあろうかと思いますが、書いて字のごとく地域密着型サービスのニーズが多くなり、その現状を十分に見越して、これまでにないことであっても市民の置かれる環境が時の流れとともに変わっていくのですから、行政も後追いではなく先回りできるような施策の計画を立て取り組み、安心して暮らし、生きがいを持って暮らせる環境の構築に創意工夫されますことを強く望んで次に移ります。

次に、三つ目の広域防災拠点についてお尋ねします。

先般、我々議会にも説明されました奈良県大規模広域防災拠点整備事業は、今後三十年以内にマグニチュード八から九クラスの地震が七〇

パーセントから八〇パーセント程度の確率で発生することが予測される南海トラフ大地震をはじめ、奈良盆地東縁断層帯地震やその他風水害など大規模災害の発生が懸念されるが、紀伊半島に大規模な広域防災拠点が位置づけられていないことから、県が中心となって本市において整備されようとするものであります。

私もこの事業に関しては、これまで県知事及び市長が中心になって並々ならぬ国への働きが実を結び成し得た事業で、県民・市民のために将来を見据えた重要な事業で、ぜひとも協力的な立場で取り組んでまいりたいと考えておりますが、その内容において一部市民からいよいよ自衛隊が五條に来るのが決まったというような大きな誤解を耳にしましたので、改めてこの場で誤解のない説明を簡略に答弁願います。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

陸上自衛隊駐屯地誘致に関しましては、平成十九年より奈良県と五條市において本市への配置を国に要望してまいりましたが、令和二年十一月県議会において陸上自衛隊駐屯地の誘致活動は差し控え、大規模広域防災拠点の早期整備に全力を尽くすという主旨の知事答弁がございました。

現時点において、県では大規模広域防災拠点の早期整備にスピード感を持って全力を尽くしており、市はそれに協力しているところでございます。

なお、県では令和二年度から現在まで阪合部地区及び南宇智地区の各自治会において、二十七回の地元住民説明会を実施されてきました。その中で陸上自衛隊駐屯地誘致活動に関する質問に対し、県議会での知事答弁に沿った主旨の回答をされています。

こうした中、市では陸上自衛隊駐屯地誘致活動を継続しています。現在、防衛省が奄美大島・宮古島・石垣島などの南西地域への駐屯地の配置を進めており、五條市への駐屯地配置については時間を要する状況ではありますが、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓） この大規模広域防災拠点の段階的整備は、一期工事は五ヘクタールの平場を要する広域防災拠点、二期工事は六〇〇メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点約四六ヘクタール、三期工事二、〇〇〇メートル級滑走路を有する大規模防災拠点約七三ヘクタール、段階的に整備された事業費は約七百二十億円かけ行われる巨大な事業で、本市に整備していただける事業だと理解したのですが、市民の皆様

の理解、協力を得て進めるに当たって、細かいことは別としてこの事業の今後のタイムスケジュール的なものをお伝えしたいと考えますので、一期から三期の事業のおのを年度単位で答弁をお願いいたします。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）奈良県大規模広域防災拠点整備の大まかなスケジュールとしましては、一期に着手してから二期の完成までに十年、二期から三期まではさらにもう十年かけて整備すると県が説明をされています。

こうした中、令和四年七月に県と奈良開発興業株式会社及び阪合部山林自治会との間で用地取得契約等を締結されました。

今後は工専用車両が侵入する仮設道路の設置を最優先に、地元の方々の御理解と御協力を得た上で、測量や地質調査などの業務を実施していくと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）私は先ほど申し上げたとおり、この事業は県知事及び市長ほか関係者の御尽力があつて県民・市民の将来の防災対策にはなくてはならない事業だと考えています。

奈良県大規模広域防災拠点整備事業を推進する決議を上程してはどうか、市民の皆様に対する説明をしっかりとできるように微力でありながら取り組んでまいりたいと考えます。

また市議会としましてもそれをすべきだと考えていますので、議会にも情報の共有をできる範囲でお願いいたしまして、私谷 勝啓の一般質問を終わります。

○議長（山口耕司）以上で二番谷 勝啓議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時二十五分まで休憩いたします。

午前十一時十四分休憩に入る

午前十一時二十五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十四号 専決処分の報告について（五條市税条例の一部改正）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第十四号、専決処分の報告について（五條市税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。  
恐れ入りますが、議案書の一ページから二ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が令和四年三月三十一日に公布されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和四年八月五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧頂きたいと存じます。

五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

第三十六条の二第二項及び第五十三条の七の条文において引用しております地方税法施行規則の規定が、特別徴収義務者への特別徴収税額通知方法の変更に伴い規定が削除されたことに伴い、一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では、経過措置を定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十四号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十五号 専決処分分の報告について（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第十五号、専決処分分の報告について（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページから五ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は租税特別措置法等の一部を改正する法律等が令和四年三月三十一日に公布されたことに伴い、地方自治法第八十条第一項の規定により令和四年八月五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書六ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、第一条の半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

第二条第一項の条文において引用しております租税特別措置法第十二条及び第四十五条の規定について、租税特別措置法の一部改正で沖縄振興特別措置法に規定する離島地域内の旅館業における償却費の算定方法を定める項がそれぞれ追加されたことに伴い、一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

また、同項第一号において引用しております租税特別措置法施行令第二十八条の九の規定について、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い削除となったこと等により項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

次に、第二条の五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

第二条第一項の条文において引用しております租税特別措置法第十二条及び第四十五条の規定について、租税特別措置法の一部改正で沖縄振興特別措置法に規定する離島地域内の旅館業における償却費の算定方法を定める項が追加されたことに伴い、それぞれ一項の項ずれが生じたこと、加えて租税特別措置法施行令第二十八条の規定において、細分化されたことにより号が追加され項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

附則におきましては、施行期日について定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十五号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十四号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己市長公室長。

〔市長公室長 平己富長登壇〕

○市長公室長（平己富長）ただいま上程頂きました議第四十四号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書七ページを御覧願います。

また、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要を合わせて御覧願います。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の八ページを御覧ください。

初めに、第二条関係では、非常勤職員の育児休業の取得要件の見直しについてですが、在職期間が一年以上としている現行の要件を廃止するとともに、子が一歳六か月に達する日までの雇用継続としている現行の要件について、子の出生後八週間以内の育児休業を取得する場合には、子の出生の日から八週間の末日から六月を経過する日までの雇用継続で足りるよう要件を緩和するものでございます。

次に、九ページから十ページを御覧ください。

子の一歳以降の育児休業取得の柔軟化でございますが、現在、子が一歳到達時点で保育所等に入所できないなど、特定の事由がある場合には、最大で二歳まで取得できることとしていますが、その要件について夫婦交代で取得する場合や特別の事情がある場合にも育児休業期間の延長を可能とするよう規定を改めるものでございます。

十一ページを御覧ください。

第三条及び第十一条関係の規定でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う見直しについて、現行では子の出生後八週間以内とそれ以降で、それぞれ原則として一回の取得しか認められていませんが、法改正によりそれぞれ二回まで取得できることとなりました。

これに伴い、これまで事前に育児休業計画書により申し出た場合には例外的に再度の取得を認めることとしていた取扱いを廃止するとともに、非常勤職員のみとしているところ、非常勤以外の任期を定めて採用された職員についても同様の取扱いをするよう規定を改めるものでございます。

なお、附則につきましては、第一では施行期日を、第二では経過措置を定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）今年度の育児休暇を取られている職員さんの数というのは資料としてありますでしょうか。あつたら、人数を教えてください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）三番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今年度九月九日時点で十三名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）御説明頂きまして、また文書を頂いていますので、今まで一回だったのが二回になるということで、育児に対して協力的に皆さんやれるような形になると思うのですけれども、これは一回、何日を育児休暇としていただけるのか。またその十三名のうち二回目を十日以降に取得される可能性のある方はいらっしゃるのか、その辺答弁ください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず整理をさせていただきます。産後八週の翌日から三歳までの間に二回取れるということになります。この場合、特に期間が定められておりません。夫婦交代で取ったり、あと重複する場合もオーケーというような制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

……失礼いたしました。現在のところ対象になる男性職員は六名おりますけれども、今のところ申請はございません。以上、答弁とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十五号 五條市立民俗資料館条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十五号、五條市立民俗資料館条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧頂きたいと存じます。

五條市立民俗資料館等の公の施設の管理については、条例本則において指定管理者が行うと定めており、市または教育委員会が直営できる場合につきましては、条例附則において指定管理者の指定を取り消した場合等限定的となっております。

今回の改正では、市または教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、条例本則において市または教育委員会の直営としながら、指定管理者による管理を行わせることができるよう改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとさせていただきます。

本改正条例案の対象となる施設は、現在指定管理を行っている施設のうち、令和五年三月末をもって指定管理期間が満了する「五條市立民俗資料館」、「五條市新町まちや館」、「五條市立老人憩の家」、「五條市滞在体験型観光施設」の四施設でございます。

それでは、具体的な改正内容を御説明いたしますので、十三ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、五條市立民俗資料館条例の一部改正についてでございます。

まず、第一条では、施設の設置目的の明確化を図るため文言の修正を行うものがございます。

次に、第二条の二では、施設で行う業務について、施設の管理主体の原則を改めることに伴い定めるものがございます。

次に、第三条では、指定管理者による管理を原則としている点を改め、教育委員会が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないよう改正を行うものがございます。

次に、十三ページ下段から十四ページ上段の第六条の改正では、指定管理者が行う業務について、第二条の二に規定する業務との区分を明確にするため、改正を行うものがございます。

次に、十四ページ上段の第七条から第十二条では、管理主体を指定管理者から教育委員会に改めるものがございます。

次に、十四ページ下段から十五ページ下段の第十四条の改正では、指定管理者を管理主体として利用料金を定めている点を改め、この利用料金等について、「管理主体」、「管理主体ごとの料金」及び「その納付先」の別を表に区分して規定するよう改正を行うものがございます。

次に、十五ページ下段の第十五条では、指定管理者の収入となる料金について、第十四条の改正に合わせて「利用料金等」を「入館料金及び利用料金」に改めるものがございます。

次に、第十六条では、第七条から第十二条と同様に「管理主体」を「指定管理者」から「教育委員会」に改め、この管理主体の改正に合わせて「利用料金等」を「入館料及び使用料」に改めるものがございます。

次に、十六ページ上段の第十八条の二では、民俗資料館の管理を指定管理者が行う場合に、「教育委員会」を「指定管理者」と、「入館料

及び使用料」を「入館料金及び利用料金」と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、附則第三項から第五項の削除につきましては、この附則は、指定管理者の指定を取り消した場合等において、教育委員会が直営にて管理できるよう定められたものであり、本改正によって指定管理者による管理の原則を改めるため、不要となるものでございます。

次に、別表では、第十四条の改正に合わせて「入館料金」を「入館料」に、「利用料金」を「使用料」に改めるものでございます。

以上が五條市立民俗資料館条例の一部改正についてでございます。

次に、十六ページの上から十二行目の「五條市新町まちや館条例」について、そして十八ページの下から一行目の「五條市立老人憩の家条例」について、そして二十一ページの下から十二行目の「五條市滞在体験型観光施設条例」について、市または教育委員会が直営管理を行うことができるよう、五條市立民俗資料館条例と同様の改正を行うものでございます。

次に、二十四ページを御覧ください。

附則として、本改正条例の施行期日を公布の日とすること及び経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十六号 五條市斎場条例の全部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第四十六号、五條市斎場条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は五條市斎場に指定管理者制度を導入するため条例の全部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を  
求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二十六ページから三十一ページを御覧頂きたいと存じます。

まず、第一条から第三条におきましては、目的、施設の設置及び休場日について定めております。

次に、第四条から第七条におきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者の業務の範囲についてそれぞれ定めております。

次に、第八条及び第九条におきましては、使用許可等と使用許可の取消し等について定めております。

次に、第十条から第十二条におきましては、使用料、使用料の減免及び使用料の還付についてそれぞれ定めています。

次に、第十三条から第十五条におきましては、損害の賠償、指定管理者が行う管理の基準及び秘密保持義務について定めています。

次に、第十六条におきましては、斎場の管理を指定管理が行う場合の読替えについて定めています。

次に、第十七条におきましては、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

次に、附則におきましては、施行期日、経過措置についてそれぞれ定めております。

最後に、別表におきましては、斎場の火葬場及び附属施設の使用料についてそれぞれ定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 前回否決になった案件でありまして、再度上程していただいておりますけれども、この上程された理由と何か条例上の変更点があるのかないのか、その辺答弁ください。

○議長（山口耕司） 久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

六月議会で御指摘のあった点につきまして検討したことや、また厚生建設常任委員会のほうで御視察もされたということもございましてしたがって再度、その検討事項も含めて御審議頂きたいということが提案させていただいた理由でございまして。

また、条文自体は前回の条文と変更はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 議員の皆さんの本質的な、なんて言ったらいいんですかね、疑念を持たれているところを変更していかないとか決になかな

か結びつかないのではないかなと考えていまして、大きく考えて三つあるのかなと思っております。

まず個人情報の問題で、こういった個人情報を取り扱うところに指定管理を入れていいのかわかるところが一点、これを考えましたところ、奈良市だったと思うんですけども、市民課を外部委託しているということで、そういったまさに個人情報を取り扱うような箇所を指定管理しても問題ないという状態で動いている市があるということでもあります。その中で、今後五條市はこの個人情報に関してどう考えていくのか。この部分を指定管理に出したいという中で、個人情報の管理やそういった部分をその業者さんとともにどう考えて対処していくのかということの方が大きな点だと思います。

そして二点目に、火葬に対して市民を最後まで五條市で送り届けてあげたいというような意見もあったと思います。これは私もそういう考えでありますけれども、ただ現状、火葬に対してはもう外部委託をしているような状態で、五條市の職員が何も手をつけていないという状態なのでこれはクリアできるのかなという点と、後は、私もここ数年で親族とかが亡くなって、そういったお世話になるんですけども、何も五條市の職員さんとお話し合いを進めていくようなことってほとんどなくて、大体お世話をしていただける葬儀社の方が全てのことをしていただけるというような状態でありますので、そういった市と市民が何か関わり合って葬儀ないし火葬を進めていくというのはちよつと違うのかなと感じているところでありますけれども。

この一番最初に申し上げました個人情報の部分で、市は今後、その業者またこの条例の中で個人情報の取扱いをどう考えていくのか、またメリットはどのようなことが考えられるのか、この辺答弁しておいてください。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）まず個人情報につきましてもですが、こちらは条例の第十五条に秘密保持義務ということで「指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、五條市個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、斎場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いた後においても、同様とする。」という条例の規定等、また実際に仕様書、協定書を結んでいくことになるのですが、そのところにも個人情報について明記し、守れない場合は指導等も行い、それでも改善されない場合は指定管理を取り消すというようなことで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）メリットは。

○産業環境部長（久保雅彦）失礼しました。

メリットにつきましては、前日も答弁させていただいた中で、経費の削減がまず一点と、これは視察した中とか、ほかの施設で聞いた中の話もありますが、経験と実績が豊富な指定管理者の方もおられます。そうすると、指定管理にしても効率的な、またサービスもいい、人員配置についてもいろいろ運用が効くというようなことが大きなメリットだと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）最後ですので、聞かせていただきますが、この指定管理の業務を退いた後も秘密を厳守しなさいということがありますけれども、これらもし何か約束事が破られたときに、その業者さん、また個人に対して罰則の規定はありますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）この条例自体に対する罰則規定は設けてございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）まず質問項目を全て先に通告をしておきます。

一つは、第三条に休場日が設けられておりますけれども、これは指定管理者になった場合の休場日ですけれども、現在と比べてどうなのか。それと業務時間、現在の業務時間は何時から何時までであるのか。そして指定管理者になった場合の業務時間は何時から何時までなのか。まずこれが一つ質問ですね。

次は、第五条の指定管理者の指定の申請ですけれども、申請の対象は五條市内外、両方の方が対象になるのかどうか。これが二つ目です。

もう一つは、第六条、市長は前条の規定により提出された書類その他必要な事項を審査し……、最後、選定し、議会の議決を経て指定するとなっておりますけれども、中央公民館の指定管理者の指定に当たっては、指定管理者候補選定委員会というのが設けられておりましたけれども、そういう委員会は設けられるのかどうか。これが三つ目ですね。

四つ目は、第十四条、指定管理者が行う管理の基準、条例及びこの条例に基づく規則その他関係する法令に基づき、斎場を適正に管理しな

ければならないとなっていますけれども、この条例及びこの条例に基づく規則その他法令というのは、どのようなものを作ろうとしておるのか。これが四つ目の質問ですね。

もう一つは、現在の管理運営をしてきている職員の人数と一年間の人件費は幾らになるのか。指定管理に出そうとする場合は、指定管理料は年間幾らぐらい予定しているのか。この質問ですね。

最後は、指定管理者が決まったと、議会の承認で決まったと、指定管理に移行するというときにはそれまで働いてもらっておった職員の仕事の保障はどうするのか。その辺を答弁してくれますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）大谷議員の御質問にお答えする前に、一つ先ほどの個人情報の件でございますが、この条例自体には罰則規定はないのですが、個人情報を守るということから個人情報保護条例に対する罰則規定が市のほうでございます。そちらの罰則規定が適用されるということでございます。訂正させていただきます。

今、大谷議員から質問が幾つかございました。まず休場日につきましては、この条例によって変わることございません。今と同じでございます。時間に対しても同じでございます。……施設の開場時間は午前八時半から午後五時十五分ということでございます。

指定管理者の申請ですが、内外問わず、市内、市外、県外も含めまして特に指定することはございません。

選定委員会ですが、設置をして選定していただくことを考えてございます。

十四条ですが、条例に基づく規則ということで、この条例がもし通るようであればこれに基づく規則を制定する予定でございます。

現在の職員数でございますが、市の職員が三名、会計年度任用職員が二人いるのですけれども、それは一人分を二人でやっていることで、実質は一人分ということで、全体では四人ということでございます。

あと人件費でございますが、今現在の人件費の合計です。二千五百七十五万円となっております。

指定管理料の、これはあくまでも想定でございますが、約四千八百六十七万円を想定してございます。

現在いる職員でございますが、基本的には市のほかの業務に当たっていただくことを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁をもう一度確認しますよ。休場日は現在と指定管理になっても一緒。

勤務時間も一緒やと言うてましたけれども、時間の答弁はなかったですね。何時から何時までですか。

それと申請の対象者は五條市内、五條市外、両方認めるということでしたね。

そして指定管理者候補選定委員会も設けるということですね。

十四条の規則については、まだ全て確定していないと、必要なことはこれから決めていくということですね。

そして最後の、現在の職員数は、正職員三人プラス会計年度任用職員一名ですか、一名、……ちよつと待ってください、最後までいきますよ。その質問と、現在の職員の年間の人件費が、二千五百七十五万と答弁ありましたやろ、指定管理料は四千八百六十五万という答弁でしたけれど、この指定管理料は一年間ですか。この指定管理料、現在の職員の二倍になりますよ。

現在の職員の仕事の保障は、他の職場に移ってもらおうということですね。

今確認した中で、もう一度質問あったところだけもう一遍答弁してください。

○議長（山口耕司） 久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 時間のほうですが、午前八時半から午後五時十五分ということになります。

人数ですが、正職員が三名と会計年度任用職員が今二人おるんですけれども、その二人は時間が……イメージしたら半分半分、要は一人分しか働いていない、実質はお一人ということで答弁させていただきました。

指定管理料が先ほど申しました四千八百六十七万円ほど想定してございまして、人件費につきましては二千五百七十五万円を、今現在四年度のいろんな費用全て込みの値段でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） 大谷議員の質問に、今久保部長のほうから答弁させていただいたのですけれども、補足させていただきます。

まず、開場時間ですけれども、現在と指定管理に移行した後も時間は一緒ですが、指定管理に移行した際にはもう少し融通が利くような取組はしていただくというふうに考えております。今は、午前八時半から午後五時十五分ですけれども、指定管理制度に移行後は民間の工夫の範囲でもう少し柔軟にというふうなことを考えている、広げるという意味でございます。これが、一点目でございます。

もう一つですけれども、十四条関係の基準、今はまだ決まっていないことですが、指定管理を行う場合、ほかの施設もそうですけれども規則でも少し細かいことを決めさせていただいています。同様の観点で、斎場についても決めさせていただくということで、御理解頂きたいと思います。

あと最後、人件費と指定管理料の関係がちょっと分かりにくかったと思うのですが、人件費と指定管理料だけを比べますと、今の人件費のほうが低いんじゃないかという御指摘だと思うのですが、現時点におきましても、人件費以外に委託の費用等、ほかにも支出してございますので、総額という意味で申し上げますと、指定管理料のほうが低くなるということでございます。人件費だけではございまして、人件費以外に施設の管理ですとか、光熱費等々、お支払いしておりますので、斎場の管理全体にかかる経費ということで申し上げますと、指定管理に移行させていただいたほうが低くなるということでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）その職員の年間の人件費二千五百七十五万、しかし管理料は四千八百六十五万ですか、なるというその内容についてはちょっとね……、ここではあまり詳しいことは分かりませんのでね。いわゆる指定管理料の四千八百六十五万ですか、その中には人件費だけではなしに、そのほかのものも含んでいるということですよ。……ちょっとややこしいですね。

最後ですから一言だけ申し上げておきますけれども、昨年十二月の中央公民館の指定管理の議案審議の中で明らかになったことですが、今十四条で、条例及び規則いろいろ作るんだというふうに答弁されていますけれども、この中央公民館の場合もいろんな規則が設けられておりました。その規則に照らして、一つは中央公民館の事業に対する業務内容が申請書に記載されておらなかったということが明らかになった。もう一つは、社会教育主事の資格者はおらない。無効または失格に該当する審査基準は六十九・二点で七十点に満たないと、こういうことが審査の中で明らかになっているにもかかわらず、理事者の皆さん方はそれを議会に提出してきているわけです。議会に議案を提出する場合は提出する理事者の皆さん方に議会の中身はこれでいいかというチェックの責任があります。こんな審査委員会で明らかになった問題がある審査内容をそのまま皆さん方、本会議に上げてきたわけです。しかし多くの議員さんは見抜いて反対になりましたから、これで良かったですけれども。議会が分からないままに承認した場合、条例や皆さん方が決めた規則に満たないような業者が中央公民館の指定管理者になっておったわけです。だからね、いろいろこれから規則を作ると言われておりますけれども、作った場合はやはりそれに照らして本会議

に提出するときにはちゃんと提出者の責任でチェックしなければなりません。この間はチェックしないで上がってきたわけです。経過は皆さん方よく御存じのとおりですね。だからいろんな条例、規則、必要なものは作ると同時に、本会議に上げるときにはそれに基づいて提出者の皆さん方がチェックするということをね、この間の中央公民館の指定管理者問題で明らかになったのではないかと思います。その点皆さん方としての責任を果たしていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。  
本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第四十七号を議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十七号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十七号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第五号）の二ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ五千七百四十六万二千円を追加し、その総額を百八十六億七百六十二万一千円とするものでございます。

それではまず歳出予算の補正を御説明申し上げます。  
七ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の二十万九千円でございますが、新たに選定基準を設けて選定した名誉市民候補者

について、名誉市民審査会において、称号を贈呈することにふさわしい答申を受けたことから所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を一般財源として見込んでおります。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防費の五千四百七万三千円でございますが、オミクロン株対応のワクチン接種を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、八ページを御覧ください。

八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費の百九十七万円でございますが、水難事故発生時に要救助者の早期発見及び消防団員の負担軽減を目的として消防団が活用する水中ドローンを整備するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費の百二十一万円でございますが、五條東小学校における耐火用サッシ等の取換工事を実施するための設計業務として、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を一般財源として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

歳入予算につきましては、十一款地方交付税において百四十一万九千円を、十五款国庫支出金において五千六百四万三千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

三ページを御覧頂きたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。

がん検診業務でございますが、令和五年度の検診日程確保を早期に行うために、令和四年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は一千九百九十万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）何点か質問させていただきます。

教育費、八ページですけれども、学校管理費の設計業務委託料の内容についてちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

先ほど総務部長から説明がございましたとおり五條東小学校における耐火用サッシ等の取換工事を行うための設計業務委託料となっております。

この設計業務委託料ですけれども、先日の一般質問で五條東小学校の建物不整合の問題がございましたが、それとは別のことで、建物の火災が生じた場合に、隣接する建物に延焼を防ぐため、校舎のサッシの一部を耐火用のサッシに取換工事をするために実施するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）その耐火用サッシの取換工事はいつ行うのか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

当該取換工事につきましては、工期として一か月程度見込まれておりまして、子供たちの教育への影響を最小限に留めるためには、令和五年度、来年度の夏休みで施工することが最適であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）はい、ありがとうございました。

消防費の中で、部長のほうから消防団に対しての水中ドローンということだったんですけども、その水中ドローンの操縦というのは誰でもできるものなのですか、それともそういう免許を持った方が消防団とかにおられるのですか。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらのほう、免許等につきましては、現在は必要ございません。

購入に至りましたら基本的には消防団員の方が操縦していただくような形になるかと思うのですが、そちらにつきましては、何回かの現場訓練等を重ねた上で使用していくというふうな運用を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） ちよつと聞きたいのですが、六ページの消防費委託金、消防団の力向上モデル事業委託金、これはどのような事業なのか、ちよつと教えてもらえますか。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、消防団員が全国にあります。そちらのほうでいろんな活動をしている中で、いろんな資器材または団員の増員というか募集関係ですね、そういったことを重点的にこの年度から、令和四年度から新規事業として消防庁のほうからやっている事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 事業内容というのはあまり私から分らないんですけども、消防団の団員を募集する事業なのか、また訓練による事業の委託なのか、ごっちゃになっているのか、その辺どうですかね。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 再度申し上げます。

社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するために災害現場で役立つ訓練の普及、また子供連れでも安心して活躍できる環境づくり、

幅広い意見を反映した団運営、企業、大学等と連携した加入促進などの分野におけるモデル事業を実施するという目的で今回この事業を受け  
たということでございます。その中で、市としては本消防団の資機材の購入、いわゆる水中ドローンを購入することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これはドローンの購入費ということですね、消防団の力向上モデルというのは。それは訓練の内容の、訓練費用とかも入っ  
ての値段なのか、機械だけの値段なのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）機械本体のみになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十八号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第四十八号、令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明  
申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA4横、令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する特定健康診査業務につきまして、令和四年度中に契約行為に着手し、令和五年度の健診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和四年度から五年度、また限度額につきましては、五百二十万円といたしております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十九号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第四十九号、令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧頂きたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ六百七十万円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億二千百万円とするものでございます。

それでは、四ページ下段の歳出予算から御説明申し上げます。

五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金六百七十万円につきまして、令和三年度介護保険特別会計の精算によります、介護給付費及び地域支援事業に係る交付金の支払基金への返還金でございます。

次に、四ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金六百七十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第五十号、令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA4横、令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する健康診査業務について、令和四年度中に契約行為に着手し、令和五年度の健診日程確保を早期に行う

ため、債務負担行為を設定するもので総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和四年度から五年度、また限度額につきましては、百二十五万円といたしております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）認第一号 令和三年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 令和三年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 令和三年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 令和三年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 令和三年度五條市水道事業会計決算認定について。

認第九号 令和三年度五條市下水道事業会計決算認定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。榮林会計管理者。

〔会計管理者 榮林淳子登壇〕

○会計管理者（榮林淳子）失礼いたします。

ただいま上程を頂きました、認第一号から認第九号までの令和三年度一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の令和三年度五條市歳入歳出決算書を御覧頂きたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算二百六十億六千三百三十九万九千九百九十九円に対しまして、収入済額二百四十四億八千四百八十九万四千六百七十七円、支出済額二百三十七億五千六十七万八千六百六十五円でございます。歳入歳出差引額は、七億三千四百二十二万五千九百五十二円でございます。

また、翌年度へ繰り越すべき繰越事業費は、六億六千九百三十九万二千円でございます。

恐れ入りますが、三百四十八ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、六千四百八十九万九千九百九十九円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引きいたしました、令和三年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、六億六千九百二十二万六千九百五十二円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額四十一億九百七十万円に対しまして、収入済額四十億一千二十九万四千三百四十四円、支出済額三十九億九千八百二十三万三千二百七十七円でございます。歳入歳出差引額は一千二百六万四千七十七円の決算となります。

次に、認第三号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百八十万円に対しまして、収入済額三百四十三万八千六百六十六円、支出済額三百四十三万八千六百六十六円でございます。これを差し引きいたしました令和三年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第四号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十一億五千九百六十七万八千円に対しまして、収入済額四十一億一千四百

六十万一千二百六十三円、支出済額四十億五千二百五万三千二十一円でございまして、歳入歳出差引額は六千二百五十四万八千二百四十二円でございます。

なお、翌年度繰越額が七百九十二万円、「翌年度へ繰り越すべき財源」が七百九十二万円でございますので、これを差し引きいたしました、令和三年度の実質収支は五千四百六十二万八千二百四十二円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百七十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧頂きたいと存じます。

次に、認第五号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額三千九百二十万円に対しまして、収入済額三千六百八十八万八千八百四十六円、支出済額三千六百八十八万八千八百四十六円でございまして、これを差し引きいたしました令和三年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第六号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額三百三十万円に対しまして、収入済額二百九十三万一千七百三十五円、支出済額二百九十三万一千七百三十五円でございまして、これを差し引きいたしました令和三年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第七号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額五億二千四百七十四万一千円に対しまして、収入済額五億七百七十一万七千五百七十七円、支出済額四億九千六百二十四万七千八百五十七円でございまして、歳入歳出差引額は一千四百四十六万九千三百円でござい

ます。

なお、翌年度繰越額が一千四十二万八千円、「翌年度へ繰り越すべき財源」が、一千四十二万八千円でございまして、これを差し引きいたしました令和三年度の実質収支は百四万一千三百円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百三十ページに計上してございますので、後ほど御清覧頂きたいと存じます。

次に、認第八号の五條市水道事業会計につきましては、御説明を申し上げます。

別冊の令和三年度五條市水道事業会計決算書を御覧頂きたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、十一億九千三十八万二千三十五円、支出第一款水道事業費用の決算額は、十億九千二百二十八万二千九百九十五円でございます。

次に、(二)資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は六億六千万一千円、支出第一款資本的支出の決算額は十一億四千八十九万四千四百九円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、四億八千六百三十四万四千九円につきましては、一番下の「表の欄外」にございまして、繰越工事資金十二万四千七百円、過年度分損益勘定留保資金二億六千二百九十六万四千三百六十七円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千六百二十六万六千三百十三円と当年度分損益勘定留保資金一億四千六百九十四万五千二百九十九円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和三年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のおり、当年度純利益は二千八百四十四万四千四百円でございます。

これは、一営業収益、三営業外収益、五特別利益の合計から、二営業費用、四営業外費用、六特別損失の合計を差し引きしたものでございます。なお、前年度繰越利益剰余金五万七千四百四十六円と合わせて二千八百四十九万七千五百五十円が当年度未処分利益剰余金となっております。

この未処分利益剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下のほうに、令和三年度五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございまして、

一当年度未処分利益剰余金二千八百四十九万七千五百五十円につきましては、剰余金処分条例に基づき、二利益剰余金処分額(一)減債積立金二百万円、二利益剰余金処分額(二)建設改良積立金二千六百万円とし、三翌年度繰越剰余金四十九万七千五百五十円とさせていただきます。

次に、認第九号の五條市下水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の令和三年度五條市下水道事業会計決算書を御覧頂きたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款下水道事業収益の決算額は七億二千八百六十三万五百十円、支出第一款下水道事業費用の決算額は七億三千八百五十三万七千八百四十七円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は四億二千三百三十三万一千四百五十円、支出第一款資本的支出の決算額は七億二千五百九万八千四百五十三円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、三億百七十九万七千三百円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百五十七万五千八百七円と当年度分損益勘定留保資金二億九千四百二十二万一千九百九十六円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和三年度五條市下水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純損失は一千七百四十八万三千九百三十三円でございます。

これは、一営業収益、三営業外収益、五特別利益の合計から、二営業費用、三営業外費用、六特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、下から一行目のとおり当年度未処理欠損金は八百七十八万六千九百五十二円でございます。

以上で、認第一号から認第九号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、令和三年度五條市一般会計・特別会計、基金運用状況、公営企業会計、財政（経営）健全化にかかる決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧ください。

初めに、一般会計・特別会計及び基金運用状況の審査につきまして御報告申し上げます。

一。ページを御覧ください。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」をそれぞれ記載しております。続いて、二ページを御覧ください。

「第四 審査の方法」につきましては、市長から提出されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、合わせて関係職員から説明を聴取して審査を実施しました。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました。また、予算の執行状況におきましても、おおむね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧をお願いいたします。次に、六十二ページから「第六 審査の意見」を記載しております。その中で、六十七ページの「むすび」を御覧ください。

本年度の一般会計の決算状況は、歳入総額から歳出総額を差し引き、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が六億六千九百二十二万六千九百五十二円の黒字決算となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、九千三百八十三万一千八百八十八円の赤字となります。

また、一般財源における収支の主な増減項目は、収入では、地方交付税が八十一億六千五百九万一千円で五億八千五百四十六万五千円増加、繰越金が七億八千四十八万七千円で五億八千八百九千円増加、地方消費税交付金が六億五千九百八万六千円で四千二百四十二万四千円増加、国庫支出金が四億五千九百二十七万九千円で九千三百六十九万五千円減少等であります。

支出では、積立金が七億三千八百五十六万三千円で六億八千二百七十五万八千円増加、公債費が三十四億一千六百七十七万五千円で四億四千九百八十七万七千円増加、物件費が十八億六千四十二万九千円で一億四千五百八十八万六千円増加等であります。

本年度の決算における一般財源の動向は、特に地方交付税が大きく伸びたこととともに、基金積立金の増額や市債の繰上償還の実行など、財政健全化に向けた取組が見られました。

また、経常収支比率の改善は普通交付税の増加に起因するところが大きいですが、前年度より四・四ポイント改善し、九〇・七%となつて

います。

今後においても、計画的で健全な行財政の運営と推移に期待するものであります。

次に、公営企業会計決算の審査につきまして御報告申し上げます。

七十八ページを御覧ください。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて、地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿の照合点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

なお、審査の概要につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧をお願いいたします。

また、百三ページから「第六 審査の意見」を記載しております。一水道事業会計、二下水道事業会計について記載しております。後刻御清覧をお願いいたします。

次に、財政(経営)健全化の審査につきまして御報告申し上げます。

百四ページを御覧ください。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、そして次ページに、「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

次に、下表の健全化判断比率において、①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇％に対して一〇・八％、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五〇・〇％に対して一〇九・〇％で、ともに基準内となっております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、及び下水道事業会計において、いずれも資金不足額がな

いため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

「第六 審査の意見」につきましては、百六ページから百七ページに記載しております。

令和三年度決算におきましては、健全化判断比率等は、いずれも国の示す基準の範囲内にあり、また前年度に比べて比率は改善しておりますが、まだまだ厳しい状況にあります。

今後においても、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営の推進を望むものであります。

以上で、決算及び財政（経営）健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「四番」の声あり）四番議会運営委員会平岡清司委員長。

○四番（平岡清司） ただいま上程されております認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも令和三年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は六人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

○議長（山口耕司） お諮りいたします。

ただいま平岡清司議会運営委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は六人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議を願っておりますので、私から指名いたします。それでは氏名を読み上げさせていただきます。三番養田全康議員、四番平岡清司議員、五番吉田 正議員、八番福塚 実議員、十一番藤富美恵子議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、六人の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思っておりますので、各位には本会議終了後、直ちに議員会議室に御参集をお願いいたします。

○議長（山口耕司）この際、皆様に議会の配信について申し上げます。

本会議の開催中は本庁舎一階市民ギャラリー・西吉野支所・大塔支所に設置しておりますモニターで本会議の様子を御覧頂けます。

また、インターネット・スマートフォン等でも視聴していただけます。

なお、インターネット・スマートフォン等での御視聴にしましては、次に申し上げるとおりとなっております。

本会議の配信の著作権は本市議会に帰属します。配信していただきます画面、映像、あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等に転載しないようお願い申し上げます。

また、著作権法で許可された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に使用したり、内容を改変しないよう、合わせてお願い申し上げます。

また、本会議の録画配信につきましては、ただいま準備を進めておりますので、準備が整い次第、開始させていただくことを申し上げます。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十七日まで休会とし、次回二十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十八分散会